



コーポレート・ガバナンス

●コーポレートガバナンス・ガイドラインについては、以下のURLよりご覧いただけます。
(https://www.n-sharyo.co.jp/finance/corporategovernance_guideline.pdf)

●「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、以下のURLよりご覧いただけます。
(https://www.n-sharyo.co.jp/finance/corporategovernance_report_240627.pdf)

当社は、企業理念の実践を通じて健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、良質なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および取組みを示すものとして、取締役会決議により、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。また、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施しています。

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様・お客様・地域社会・取引先・従業員等のステークホルダーとの協働に努め、企業理念の実践を通じて社会貢献を行うことが経営の基本であると考えており、取締役

会が適切な監督機能を担うとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる高い実効性と公正性・透明性を有する経営システムを構築することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこととしています。

■業務体制・監査・監督について

当社の取締役会は、経営方針、事業戦略等の重要事項の意思決定機関および業務執行の監督機関として、7名の取締役（うち3名が独立社外取締役）により構成されており、原則月1回開催しています。

なお、業務執行に関する決定の多くを代表取締役社長（以下、社長）ならびに業務執行取締役等に委任し、取締役会での重要議案審議の深度を高め、意思決定の迅速化に努めるとともに、業務執行への牽制機能・監督機能の強化を図っています。

さらに、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を設け、取締役会の決定方針および取締役の指示により業務執行を行っています。また、取締役会に付議もしくは報告すべき事項または社長が決定すべき事柄について事前に審議を行うほか、経営に関する重要事項について報告を行うための機関として「経営会議」を設置するなど、活発な質疑が行われる体制となっています。

また、当社は、監査役会設置会社として、取締役会のガバナンス機能の実効性、業務執行の適法性、意思決定の適正性等を監査するため、4名の監査役（常勤監査役2名）が選任されています。4名の監査役のうちの2名を独立社外監査役が占め、業務

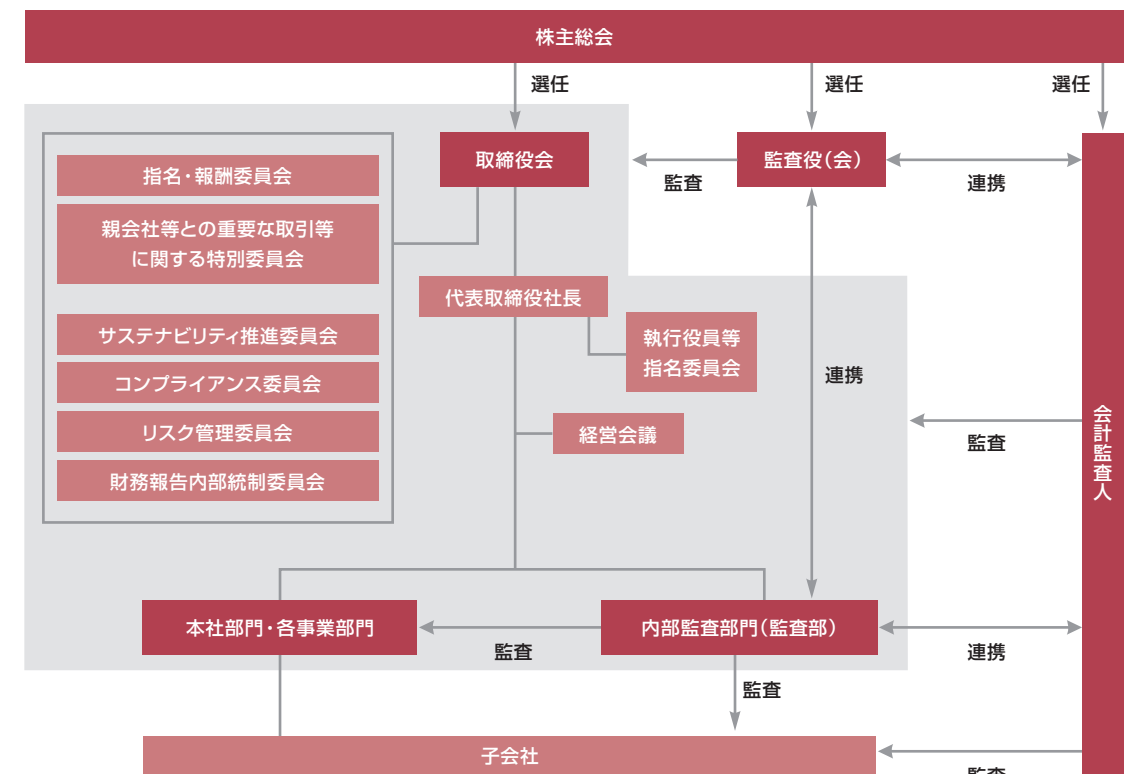
■コーポレート・ガバナンス体制

取締役の職務を適正かつ効率的に遂行するためには、業務執行の責任明確化および監督機能の強化並びに経営の意思決定の迅速化を図ることが肝要であり、執行役員制度を導入するとともに、少数の取締役により機動的に取締役会を運営することが有効であると考えています。

また、経営の透明性向上による企業統治の体制強化を図るため、取締役のうち3名を社外取締役としています。

さらに、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するために、社外監査役を含む監査役会による定常的な監視に加えて、内部監査部門の育成に努めており、監査役との連繋を深めることでその実効性を高めることとしています。また、監査役は、取締役会の他、業務執行に係る重要な会議・委員会等に出席し、取締役会の監督機能ならびに取締役の職務執行の適正性を検証することとしています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



■親会社との取引について

当社は、親会社に対し、鉄道車両などの製品を販売していますが、販売価格その他の取引条件については市場価格及び過去の取引実績等を勘案して一般取引条件と同様に決定しています。

特に、親会社等との重要な取引等については、その内容の公正性・合理性を確保するため、取締役会の下に全独立社外取締役3名を含む、支配株主からの独立性を有する取締役5名

を構成員とする「親会社等との重要な取引等に関する特別委員会」を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行うことで、少数株主の利益を阻害していないことを確認しています。

取締役会における親会社等との重要な取引等に関する決議は、当委員会における審議内容を尊重して行っています。なお、当委員会の委員長は、独立社外取締役が務めています。

■会社役員の報酬等に関する事項

（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項）

当社は、取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能し、個人別の報酬額の決定手続きを客観性・透明性あるものとするため、役職に応じた報酬体系とすること及び担当業務の成果等を総合的に勘案して基本報酬を算定することです。

（取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項）

当社の役員の報酬等に係る株主総会決議日は1994年6月29日であり、その決議の内容は、取締役の報酬額を月額3,000万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内とするもので

また、当社は、取締役の報酬等の決定における客観性・合理性を確保するため、全社外取締役と代表取締役社長を構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。決定方針の決定方法は、指名・報酬委員会において審議を経たうえで、取締役会において当該審議内容を尊重して決議しています。

あります。なお、当該株主総会決議日における役員の員数は、取締役が18名、監査役が4名です。

＞コーポレート・ガバナンス

（取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項）

取締役の個人別の報酬等の内容の決定につきましては、代表取締役社長である田中 守に委任する旨を取締役会において決議しております。なお、取締役会の決議に先立ち、指名・報酬委員会において審議を行っています。

委任された権限の内容は、決定方針に基づき、各取締役の個人別報酬を決定するというものであり、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務について評価を行うために

は代表取締役社長が適任であることがその理由です。

指名・報酬委員会では、取締役の報酬等の内容等について、決定方針との整合性を含めて審議を行っており、代表取締役社長による委任された内容の決定にあたっては、当該審議内容を踏まえておりますので、取締役会としましても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

〔役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数〕

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	75	75	－	－	－	5
監査役(社外監査役を除く)	14	14	－	－	－	2
社外役員	46	46	－	－	－	6

■株主との建設的な対話を促進するための方針

株主・投資家との建設的な対話を実現するため、取締役会は総括者を総務部担当の取締役と定めております。株主・投資家からの対話の要望に対しては、必要に応じて総括者が指定した者が面談に臨み、株主・投資家に対し明確で分かりやすい方法で説明を行っているほか、当社ホームページにおいて当社の事業活動について公表しています。

また、株主・投資家との対話の結果は、重要なものについては取締役会に適宜報告を行い、事業経営に適切に反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげております。なお、定時株主総会の議案毎の議決権行使の状況についても分析を行い、取締役会で報告を行っています。

■リスク管理体制

当社は、各部門の所管事項に関する意思決定について、その重要度に応じて上位の職位による承認、会議への付議など、定められた手順により適切に行っています。

「リスク管理規程」を制定し、当社および当社グループのリスク管理体制を統括する「リスク管理委員会」を設置し、リスクの評価・選別からリスク対応までのリスク管理体制を整備しています。

リスク管理体制における各部門のリスク管理活動の適正性について内部監査部門が監査を行うよう定めています。

また、地震・津波・台風等の自然災害等、あらゆる不測の事態に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ

るよう努めています。

各事業所は、「ISO9001」および「ISO14001」に基づき、常に安全で高品質な製品の提供を行える品質管理や社内外の自然環境や職場環境の保護を推進しています。また、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図ることでリスク管理を徹底して労働安全に取り組んでおります。これらは、担当部門が専門的立場からそれぞれのシステム運用の適正性について監査を行っています。

その他にも、品質管理の取組みの実効性をより一層高める方策として「全社品質保証委員会」を設置し、事業本部を跨る横断的な活動を推進することで、さらなる品質向上を図っています。

取締役、監査役及び執行役員（2024.6.27現在）

	代表取締役 取締役社長 田中 守		代表取締役 取締役副社長 子安 陽 総務部、人事部、経理部、 監査部、調達部 担当、 コンプライアンス担当		常務取締役 企画本部長 田山 稔 海外担当		常務取締役 建設機械本部長 深谷 道一
	社外取締役 新美 篤志 (株式会社 名古屋証券 取引所 取締役)		社外取締役 加藤 倫子 (弁護士)		社外取締役 西畑 彰		
	常勤監査役(社外) 上田 素之		常勤監査役 西村 浩人		監査役(社外) 福泉 靖史		監査役 白井 俊一 (東海旅客鉄道株式会社 常務執行役員)

スキル・マトリックス（2024.6.27）各取締役の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

取締役		企業経営	財務・会計	営業・ マーケティング	海外	技術・開発	製造・品質管理	法務・ コンプライアンス
田中 守		●				●	●	●
子安 陽		●	●	●	●			●
田山 稔		●	●		●	●	●	
深谷 道一			●	●	●			
新美 篤志	社外	●			●	●	●	●
加藤 倫子	社外							●
西畑 彰	社外	●	●	●		●		

※上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

執行役員

大島 浩	｜	エンジニアリング本部長	平岩 寿朗	｜	鉄道車両本部副本部長・営業統括本部長・営業統括本部中部・西日本営業部長
城戸 政志	｜	企画本部経営企画部長	高橋 幸生	｜	鉄道車両本部副本部長、高速車両担当
橋本 淳	｜	技術開発部、品質統括部、安全衛生環境部、情報システム部担当	富田 庸公	｜	建設機械本部副本部長
荒木 繁	｜	総務部長	片桐 衆	｜	輸機・インフラ本部長
阿彦 雄一	｜	鉄道車両本部長	西尾 俊彦	｜	輸機・インフラ本部副本部長
大石 和克	｜	鉄道車両本部副本部長・ものづくり改革本部長、 鉄道車両本部技術部・資材部・製造部・品質保証部担当			